

碧南市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

※令和7年4月1日時点で利用可能な内容を記載してください。
※内容に修正がある場合は、赤字で加除修正をお願いします。
※他市で行政している行政サービスについて、新規導入の検討をお願いいたします。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
1 税の証明書取得時の委任状省略	本人以外の方が税の証明書（所得課税証明書、納税証明書等）を取得する際、住民票上で同世帯の親族と確認できれば委任状を省略可としている。同世帯だが親族でない人も、ファミリーシップ制度受理証明書提示により親族と同等とし、委任状省略で取得できるようにする。	○			税務課管理係 0566-95-9876
2 市民病院での面会や症状の説明	市民病院での面会や症状の説明をすること。		○		医事経営課 （代）0566-48-5050
3 市民病院での緊急連絡先の指定	市民病院での緊急連絡先の指定をすること。		○		医事経営課 （代）0566-48-5050
4 碧南市営住宅への入居	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、契約者の親族として取扱うこととし、碧南市営住宅への入居（同居）を可とする。	○			建築課管理係 0566-95-9906
5 がん患者アピアランス補整用具購入費助成事業申請	助成対象者が未成年の場合は、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。	○			健康課成人保健係 0566-48-3751

碧南市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

※令和7年4月1日時点で利用可能な内容を記載してください。
※内容に修正がある場合は、赤字で加除修正をお願いします。
※他市で行政している行政サービスについて、新規導入の検討をお願いいたします。

	行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の 提示の要否		その他備考	担当課室
			必要	不要		
6	若年がん患者在宅療養費助成 事業申請	助成対象者が未成年の場合は、愛知県ファミ リーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱 う。	○			健康課成人保健係 0566-48-3751
7	母子健康手帳の申請・受領	妊婦が来所できない場合、配偶者と同様に代理申 請・受領ができる。	○		下記の点が必要となります。 ・妊婦が碧南市に住民票があること ・委任状の提出 ・後日、妊婦本人との面接	健康課母子保健係 0566-48-3751